

## 博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	白 潔
学位	博 士 (経済学)
学位記番号	新大院博(経)第64号
学位授与の日付	平成29年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文名	公害の予防・救済に関する社会・経済的な考察 - 新潟水俣病の事例を出発点として -

論文審査委員	主 査 准教授 藤堂 史明
	副 査 准教授 道上 真有
	副 査 准教授 根岸 睦人

## 博士論文の要旨

白潔の論文「公害の予防・救済に関する社会・経済的な考察 - 新潟水俣病の事例を出発点として -」は、新潟水俣病の公害病としての社会・経済的な背景とその予防・救済における問題点の検討を通じて、患者の救済と公害の再発防止のための制度的な条件を提言するものである。著者は、昭和電工鹿瀬工場の工場報等の資料から、当時の工場と互恵関係にある「企業城下町」としての鹿瀬町の状況を考察するとともに、事業者・行政および住民のそれぞれの要因から「公害問題の潜在化」の構造があったと考察し、公害の再発防止、早期救済のために社会・経済的な構造を考慮した制度的な条件を抽出、提案している。

本論文は全8章で構成されている。

まず、第1章では新潟水俣病に対して様々な視点があることを指摘し、これらに対する著者の立場を述べている。特に郷土史・社史の視点では、昭和電工鹿瀬工場の具体的な操業実態については先行研究がないことを示し、その分析の資料として今まで他の研究者が着目せず、著者が独自に入手した『鹿瀬工場タイムス』(1950-1963)を使用した。また、昭和電工鹿瀬工場と鹿瀬町間の相関関係・互恵性についての分析を加えるために「企業城下町」の視点を導入した。さらに、環境経済学のそれぞれの視点、すなわち新古典派の視点、マルクス経済学の視点などを示し、多面的・中立的な立場からその問題にアプローチする姿勢を取っている。

第2章では、新潟水俣病の長期化した理由が主に①認定基準の厳格化、②公害被害の潜在化にあり、水俣病の認定には複数の症状が必要であるとする認定基準の厳格化の原因は、患者と認定されると補償金が出ることに直結すること、熊本水俣病と新潟水俣病の認定基準が連動したこと、「第三水俣病」を否定するために厳格化が必要であったことの3つであることを示した。著者は水俣病の認定基準については、潜在的な被害者の大部分は実質的に救済でき、かつ患者でないものに補償金を支払うという事態を極小にできるとして、関西訴訟の第2審判決を基本として採用すべきと述べている。

公害被害の潜在化については、その要因として①企業、②行政（政府、地方自治体）、③住民の3つが主体であるものに分類でき、新潟水俣病では①および②の例として、昭和電工が農薬説を主張し、1968年の政府見解が、工場排水が中毒発生の「基盤」であるとしたことを挙げている。③の住民については〈1〉非自発的側面〈2〉自発的側面の二側面について述べている。

第3章は、公害被害者のための新しい救済制度の創設を提唱している。基本的考えとして公害健康被害者は国から迅速な給付金を受け取り、原資は危険物質を製造・使用する関連企業に積立させておくというものである。これはアメリカのスーパーファンド法をヒントに考案したもので、その理論的根拠は、ある犯罪的結果が発生する危険のある状態において、その発生を防止すべき特別の義務を有する者である保証者に作為義務があることと同じように、政府は国民に対する一種の保証者として作為義務があると考えた刑法の不作为犯に関するナグララーの保証者説に求めたものである。

第4章は、人類がこれまで水銀を使い続けた事情として、その便益と費用の比較に加え、代替品の価格、被害の顕在化、管理の容易さを総合的に考慮して長い年月で得た経験則によって判断してきたことを振り返る背景事情の解説である。

第5章は、昭和電工が鹿瀬町に与えた経済効果について検討している。工場報や統計データにより観察された事実によれば、対象企業が成長すればするほど従業員が増大するのではなく、設備投資により生産性が上がれば、従業員数が減少する側面もあり、一概に工場操業によって雇用面におけるその地域への経済効果があったということにはならないことを確認した。しかし、総合的な経済効果として、固定資産税の増大及び雇用者が消費主体として地域経済に貢献していることを考えると、町にとってはプラスの効果があったと推定した。一方、昭電の「企業城下町」であった鹿瀬町は公害問題が発生しても、その公害発生の原因企業を追及することがなく、むしろ公害被害を潜在化させてきたという事情も紹介している。鹿瀬町の議会も昭電には責任がないとする議会議決を行っており、とりわけ直接的な公害被害の発生地ではない「企業城下町」の住民には、一種の互惠関係として、公害被害を潜在化させる側面もあるという考察を行っている。

第6章は、諸外国における環境汚染対策の法制度を検討している。アメリカの当初のスーパーファンド法は環境保護に重点があり、たとえば汚染された土地への融資を銀行が躊躇することになるなど不動産取引が不活発になってしまう恐れがあること、そこで、ブラウンフィールド法で小規模事業者の汚染責任免除、また購入した土地が汚染されていることを知らない善意の土地購入者等を保護し、浄化責任を免除する要件を緩和して、環境保全と経済発展の調和を図ったという事例から、今後の公害再発防止のために得られる制度的な要件を考察した。改革開放政策以降の中国では実質的に環境保護よりも経済発展に重点があり、人間の生命健康の保護が不十分であったと考えられ、今後は一層、環境保全のための制度的拡充が必要であることを考察している。

第7章は、公害防止対策を2段階に分けて分析している。第一段階の公害発生前の対策として、公害の発生を予防するためには、因果関係の明白な証明があるときには未然防止原則を適用し、因果関係の明白な証明がないときには、予防原則を適用すべきであるとしている。

予防原則に関しては、その実定法化・政策化が重要であることを指摘し、公益通報者保護法・情報公開法への実定法化を提案している。また、公害発生者への罰則強化と懲罰的損害賠償の

導入を提案している。公害発生後の対策としては、公害の被害を最小限にするために、公害被害の潜在化を防止する実効的な体制作りが必要であることを指摘し、公益通報者保護制度・情報公開制度・企業が「自首」した場合の減額について考察している。

第8章は、新潟水俣病の公害病としての社会・経済的な背景とその予防・救済における問題点、患者の救済と公害の再発防止のための制度的な条件という第1章から第7章までの結論をまとめ、さらにその倫理的な背景について考察を行っている。そのうえで、社会の中の持続的な企業活動の条件は他者の生命身体を害しないものであるべきであるという原則と、環境保護と経済発展の二つを比較し単純に調整を図るのではなく、環境保護を基盤として経済発展が必要であると著者の考えを述べている。

#### 審査結果の要旨

「公害の予防・救済に関する社会・経済的な考察 - 新潟水俣病の事例を出発点として - 」と題する本論文は、新潟水俣病という公害問題の今日の姿から、過去の政策を顧みて、被害の未然防止、拡大防止、早期解決のためにはいかなる政策・制度が必要であったか、考察と提案を行うものである。新潟水俣病はその被害と社会経済的な影響範囲の大きさから、慎重な論点の整理と可能な範囲での政策的な提言が必要とされる論題であるが、著者は新潟水俣病の患者認定をめぐる制度の変遷と関連した言説の考察、社会経済的な構造、とりわけ企業と行政、住民の間の互惠関係が経済的な要因として公害の「潜在化」をもたらす点を指摘しており、公害の再発防止と被害の救済に対して、この公害の「潜在化」がその抑止と早期救済を妨げる構造であること、公害の再発防止と被害の拡大抑止、患者の早期救済のためには、その「潜在化」の構造を改革する制度的な取り組みが必要であると提示している。

著者は、昭和電工鹿瀬工場の工場報を一次資料として、そこから当時の生産現場の内情と、それと互惠関係にある「企業城下町」としての鹿瀬町の事情を考察し、公害問題の潜在化へとつながる事業者・行政および住民がそれぞれ主体となる諸要因について考察し、当事者間の経済的な関係性に任せたままでは、公害の未然防止、拡大防止、早期救済が困難であることを論述している。このような経済的な互惠関係と加害・被害関係の関係性から公害による汚染の浄化および被害の未然防止、早期救済に必要な論点として、汚染者の責任の明確化、予防原則の法定化、公益通報者制度の拡充を求めるという著者の立場は、公害被害の現場に寄り添うという現場性を出発点とし、関連事実の客観的考察から実現可能な政策の提案へ、という公害被害の再発と拡大防止のための制度的提言へと至っている点が独自の学術的貢献と言える。また、本論文のテーマが企業と行政、住民の間の互惠性と公害の「潜在化」という経済的関係性にあり、環境経済学で公害問題を扱う際、当事者間の社会・経済的関係性が問題の実質的な解決に重大な役割を果たすことを確認する意義を持ち、経済学固有の分野に貢献することから学位としては博士(経済学)の授与がふさわしいと判断した。

以上のように、提出された博士学位論文の内容及び最終試験の結果を総合的に考慮した結果、本審査委員会は全員一致で、白潔氏が博士(経済学)を受けるに値すると判断した。